

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業理念の実現に向け、執行役員制度を採用することにより経営の執行と監督を分離し、執行役員による迅速・果敢な意思決定を可能とすると同時に、取締役会による実効的な監督を行うことで経営の公正性と透明性を確保することにより、中長期的に企業価値を向上させ、もってステークホルダーのご期待に応えてまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社では、現在、9割の株主様が株主総会において議決権を行使されています。議決権行使プラットフォームの利用は、引き続き、機関投資家や海外投資家の比率、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」報告書での提言等を勘案しながら導入の可否を判断してまいります。

また、招集通知の英訳につきましても、引き続き、海外投資家の比率等を勘案しながら判断してまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

当社は、株式発行元企業との安定的な取引の維持・強化などを目的として、中長期的な視点で保有目的に合致しているか否かを総合的に勘案した上で、必要と判断される場合に限り、株式を政策的に保有しております。保有する株式については、事業環境の変化などを踏まえ、適宜見直しを行ってまいります。

また、当該政策保有株式の議決権は、議案の内容が株式発行元企業の中長期的な企業価値の向上につながるかどうか、当社の株主利益を毀損するおそれがないかとの観点から、個別に賛否を判断し行使することとしております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社と取締役との利益相反取引については、法令および取締役会規程に基づき、取締役会の承認および報告を要するものとしております。また、取締役会は、関連当事者との取引の合理性を監視するため、当社と関連当事者との取引の有無およびその取引内容を毎年定期的に確認しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

(1) 企業理念および事業計画

当社ウェブサイトにて公表しておりますので、ご参照ください。

企業理念: <http://www.njr.co.jp/corporate/philosophy.html>

新日本無線企業行動規程: <http://www.njr.co.jp/corporate/principle.html>

事業計画(決算説明会資料): [http://www.njr.co.jp/ir/accounts\\_report.html](http://www.njr.co.jp/ir/accounts_report.html)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役の報酬決定に係る方針と手続

取締役の報酬決定に係る方針については、本報告書の【取締役報酬関係】における「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役・監査役候補等の指名・選任に係る方針と手続

<取締役候補の指名に係る方針と手続>

・取締役会は、次に掲げる選定基準および取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役候補を指名しております。

・業務執行取締役については、当社の事業に精通し、人格、見識および実行力ともに優れ、その職責を全うすることのできる者の中から、当社グループ全体の経営の意思決定および業務執行の監督を担うに相応しい人物を選定いたします。

・非業務執行取締役については、グローバル企業の経営者としての豊富な経験または有識者としての深い知見を有する者の中から、業務執行から独立し、かつ、ガバナンス強化の役割を担うに相応しい人物を選定いたします。

<監査役候補の指名に係る方針と手続>

・取締役会は、次に掲げる選定基準および監査役会の構成に関する考え方を踏まえ、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、監査役会の同意を得た上で、監査役候補を指名しております。

・社内監査役については、当社の事業に精通し、豊富な経験を有する者の中から、全社的な見地から客観的に監視する能力に優れ、高い倫理観を有し、監査機能を担うに相応しい人物を選定いたします。

・社外監査役については、他社における豊富な経験または財務・会計に関する相当程度の知見を有する者の中から、監査機能の役割を担うに相応しい人物を選定いたします。

<執行役員の選任に係る方針と手続>

・取締役会は、当社の業務に精通し、人格、見識および実行力ともに優れ、その職責を全うすることのできる者の中から執行役員を選任してありま

す。

(5)取締役および監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役および監査役候補それぞれの選任・指名の説明については、招集通知の株主総会参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。  
(参考書類: <http://www.njr.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会で決議する事項および執行役員に委任する事項については、取締役会規程、職務権限規程等において明確に定めております。執行役員の業務執行の状況は、定期的に、常勤取締役および執行役員で構成され、常勤監査役が出席する業務執行会議にて報告しております。また、取締役会への付議事項を除く業務執行上の重要事項については、業務執行会議で審議決定しております。取締役会は、適宜これらの報告を受けております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」に定める独立性に関する基準を満たし、その役割・責務を果たすことが期待できる者を、独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社では、個々の知識、経験、能力と取締役会全体のバランスを勘案し、取締役9名(内、独立社外役員2名を含む非業務執行取締役5名)で取締役会を構成しております。執行役員兼務取締役は長年の業務経験を活かした意見を、非業務執行取締役は豊富な経験や幅広い見識に基づく客観的な意見をそれぞれ述べることにより、適切な意思決定と業務執行の監督の実現を図っております。

なお、当社定款では、取締役の員数を10名以内と定めております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社では、取締役および監査役の候補者について、他社の役員の兼任状況を考慮し、当該候補者に期待する役割・責務を果たすことができるかどうか、あらかじめ指名・報酬諮問委員会において評価を行った上で、候補者として選定することとしております。

また、当社では、株主総会の招集通知において、取締役および監査役の略歴として重要な兼任状況を開示しておりますので、ご参照ください。  
(参考書類: <http://www.njr.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、取締役会の組織パフォーマンス向上を目的として、全取締役および監査役を対象に、取締役会の構成、運営方法、情報提供の質・量および審議の状況等について、自己評価アンケート調査を実施しております。その集計結果は、取締役会に報告され、議論を行うことにより、取締役会の実効性をより一層強化するための運営等の改善に取り組んでおります。

(2017年度 自己評価アンケート集計結果の概要)

各項目の評価結果は概ね良好であり、取締役会の実効性は高い水準にあるものと判断しております。ただし、業務執行取締役の員数と担当範囲との不均衡が認識された点については、当社の事業規模、中長期的な経営戦略等を勘案したうえで検討してまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、役員経験のない新任の取締役または監査役が就任する際に、財務会計やコンプライアンスに関する知識の習得の機会を設けるとともに、非常勤の取締役および監査役に対しては、各事業部による業務内容の説明を実施し、当社の現状等について理解を深める機会を設けることとしております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主総会のほか決算説明会や工場見学会を通じて株主・投資家等との意見交換に努め、対話の申入れには可能な限りこれに応ずるようしております。

(当社のディスクロージャーポリシー)

(1)IR責任者として総務担当役員を、IR担当部門として総務部を、その任に当てます。

(2)株主・投資家等との対話に必要な各種情報を組織的に収集するための社内体制を整備します。

(3)株主総会のほか、決算説明会や工場見学会またはウェブサイト等での情報公開を通じて株主・投資家等との対話を行います。

(4)IR責任者は、IR担当部門からの報告を受け必要と判断した場合には、取締役会または業務執行会議に株主・投資家等の意見・懸念などを報告します。

(5)IR担当部門は、別途定める情報管理規程およびインサイダー取引管理規程に基づき、未公表の重要事実について管理を行います。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日清紡ホールディングス株式会社	24,885,000	63.61
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	1,900,000	4.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,721,600	4.40
UBS AG LONDON A / C !PB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	1,272,200	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	907,900	2.32
新日本無線従業員持株会	615,358	1.57
新日無取引先持株会	506,800	1.29
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	264,800	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	235,000	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	232,100	0.59

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	日清紡ホールディングス株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 3105
補足説明	

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社 日清紡ホールディングス株式会社のCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)取引に参加しており、資金の借入等の取引が存在しております。その他の取引におきましては、その他の取引先と同様の条件の下で行っており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社からの独立性確保に関する考え方・施策について

上記のとおり親会社が存在しておりますが、親会社 日清紡ホールディングス株式会社は、関係会社の自主性の尊重と経済合理性に則った経営を基本方針とし、当社を含む子会社の事業の拡大・発展と業績の向上を図っております。

当社は、2018年5月10日の取締役会決議により、日清紡ホールディングス株式会社を完全親会社とし、当社を完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、株式交換契約を締結しました。2018年6月25日開催の第83回当社定時株主総会で承認を受けましたので、当社は本株式交換の効力発生日である2018年9月1日をもって日清紡ホールディングス株式会社の完全子会社となります。効力発生日に先立ち、当社の普通株式は2018年8月29日に上場廃止(最終売買日は8月28日)となる予定です。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 健一郎	弁護士													
外山 和男	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 健一郎			当社との間に利害関係はなく、弁護士としての専門的見地や幅広い見識を当社の経営に反映させ、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる強化を図るため、独立役員として選任しております。
外山 和男			当社との間に利害関係はなく、他社の取締役の経験を有し、取締役としての豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただけのものと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	4	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	同上	6	0	4	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役・監査役の指名および執行役員を選任ならびに取締役の報酬等の決定プロセスの透明性・客観性を高めるために、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役、非業務執行取締役、取締役社長および総務担当取締役に構成し、委員長は、独立社外取締役としております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、取締役会や業務執行会議等の重要な会議に出席して適宜意見を述べるとともに、当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員から業務執行または監査業務の状況について報告を求めるなど当社グループの監査等を行っております。監査役には専従のスタッフは配置していませんが、従業員に対し監査業務に必要な事項について指示することができ、監査役から監査業務に関する指示を受けた従業員は、監査役の指示に関して取締役や所属部門の上司による指揮命令を受けないものとしております。また、当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員は、当社グループの信用の大幅な低下、業務への深刻な悪影響、コンプライアンスに抵触する重大な行為またはこれらのおそれが生じたときは、直接または職制等を通じて、監査役に対して速やかに報告を行うものとしております。さらに、経理部門、内部監査部門等の責任者は、その職務の内容及び、監査役に対して報告を行うものとしております。

常勤監査役 大副和夫氏は当社および当社の子会社における取締役の経験等を、常勤監査役 今井武弘氏は当社の親会社の子会社 日本無線株式会社における財務課長および監査室長の経験を、監査役 藤巻真人氏はみずほ証券株式会社における執行役員の経験をそれぞれ有し、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社では、社長直下の組織として監査室を設置し、随時必要な内部監査を実施しており、コンプライアンスの徹底を図っております。監査室は、業務監査に加え、内部統制システムの有効性に関する監査を計画的に行っております。また、監査室は、監査役および会計監査人と定期的な連絡会を持ち、内部監査に際しては立ち会った監査役と常に情報交換を行っております。なお、内部監査報告書は代表取締役社長のほか、常勤監査役にも提出され、指摘事項等の共有に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今井 武弘	他の会社の出身者													
藤巻 真人	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井 武弘		当社の親会社の子会社 日本無線株式会社に1982年入社し、2017年6月に当社社外監査役に就任しております。	当社の親会社の子会社の監査室長としての業務経験を有し、当社の監査に活かしていただくことが期待されるため、社外監査役に選任しております。
藤巻 真人		株式会社第一勧業銀行(現・株式会社みずほ銀行)に1977年入行、2016年6月に当社社外監査役に就任しております。	他社の取締役の経験を有し、その幅広い見識を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の状況に鑑み、現時点では特段インセンティブの付与を実施する必要がないと考えているためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

**【取締役報酬関係】**

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬につきましては、法令等に則りその総額を事業報告および有価証券報告書に記載しております。(2018年3月期の役員報酬等の総額)  
取締役8名に対し144百万円(内、社外取締役2名に対し12百万円)、監査役4名に対し29百万円(内、社外監査役3名に対し15百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

取締役の報酬は、役員処遇内規に基づき、株主総会で承認された総額の範囲内において、社長が取締役会から委任を受け、指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定しております。また、基本報酬(月額報酬)の決定にあたっては、従業員給与とのバランス、役位、在籍年数、過去と同順位の役員の支給実績、会社の業績見込、他社の役員報酬の水準を勘案することとしており、賞与は会社の業績に応じて決定することとしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員に対しても、定期的に経営に関する事項を報告し、監督機能が十分に機能するための体制を敷いております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営の意思決定や監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能強化を図るべく、執行役員制度を導入しております。「取締役会」は、取締役9名(内、独立役員である社外取締役2名)で構成され、重要な業務執行の決定や取締役の職務の執行に対する監督を行っております。また、常勤取締役および執行役員で構成される「業務執行会議」を毎月1回以上開催し、取締役会への付議事項につきその内容の適正性、有効性を十分に討議するとともに、日常の業務について意思決定の迅速化、効率化を図っております。

また、当社は、取締役・監査役の指名および執行役員の選任ならびに取締役の報酬等の決定プロセスの透明性・客観性を高めるために、「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。

当社は、監査役会設置会社であります。「監査役会」は、監査役3名(内、社外監査役2名)で構成され、監査役はそれぞれ独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務の執行等を監査しております。また、監査役は、会計監査人や内部監査部門と連携し、取締役会、業務執行会議等の重要な会議において経営監督に資する意見を適宜適切に述べております。

当社と非業務執行取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、その概要は、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、執行役員制度による経営と業務執行の分離によって意思決定の迅速化を図る一方、独立役員を含む社外取締役の選任によって経営判断の客観性および透明性の確保と業務執行の監督機能の強化を図っており、かつ、会計監査人および内部監査部門と監査役会の連携による監査体制が有効に機能しているものと判断し、上記のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第83回定時株主総会(2018年6月25日開催)に係る招集通知を2018年6月4日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第83回定時株主総会は、集中日を避けて2018年6月25日に開催いたしました。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の「ディスクロージャーポリシー」は、本報告書1.1「基本的な考え方」内、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の【原則5-1】に記載しておりますので、ご参照ください。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、事業年度において、中間、期末の2回説明会を実施しております。直近の実績では、2018年3月期決算説明会を2018年5月8日に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料やファクトブック、財務状況、EDINETサイト更新情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR責任者として総務担当役員を、IR担当部門として総務部を、その任にあてております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の企業理念・CSRビジョンにその旨記載をしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム ISO14001(1997年)、品質マネジメントシステム ISO9001(1994年)およびISO/TS16949(2007年)をそれぞれ認証取得しております。また、当社は品質経営、環境経営を推進しており、具体的な活動内容については、当社ウェブサイトにおいて掲載しておりますので、ご参照ください。 CSRレポート: <a href="http://www.njr.co.jp/corporate/report/index.html">http://www.njr.co.jp/corporate/report/index.html</a>
その他	内部統制システムの運用、内部通報窓口の設置によるコンプライアンスの徹底等を通じて、ステークホルダーの尊重を行っております。 ホットライン: <a href="http://www.njr.co.jp/corporate/hotline.html">http://www.njr.co.jp/corporate/hotline.html</a>



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを継続的に整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、会社法および会社法施行規則の規定等に従い、次のとおり「内部統制システムの整備の基本方針」(以下「本方針」という。)を決定し、もって業務の有効性、効率性および適正性を確保し、企業価値の増大につなげる。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役・従業員は、法令遵守(以下「コンプライアンス」という。)の拠り所として、新日本無線企業行動規準に従い、職務の執行を行う。
  - (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持、向上を図る。
  - (3) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
  - (4) 新日本無線企業行動規準の社内周知、体系的教育を実施することにより、役員および従業員のコンプライアンス意識の維持、向上を図る。
  - (5) 市民社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
  - (6) 内部監査部門は、内部統制システムが有効に機能しているかを監視する。
  - (7) 当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
  - (8) 内部通報制度運用規程等に従い、通報者の保護の徹底と法令違反行為の早期発見・是正を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 株主総会・取締役会等の重要な会議の議事録、経営の重要な意思決定・執行に係る記録等は、文書管理規程および情報管理規程等に従い、適切かつ確実に記録、保存、管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスクマネジメントを経営の重要課題と位置づけ、当社グループの内部統制システム運用規程、危機管理規程等に従い、リスクの洗い出し、リスク対策、リスク対策の検証、緊急事態発生時の対応を行う。
  - (2) 情報管理規程等に従い、個人情報・顧客情報を含む社内情報の社外流出リスクへの対応を行う。
  - (3) 与信管理規程等に従い、売掛債権の貸倒リスクへの対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 事業環境の変化に対応した経営の意思決定の迅速化および執行役員の権限と責任の明確化による業務執行体制の強化を目的とした執行役員制度を採用している。
  - (2) 常勤の取締役および執行役員で構成される業務執行会議を毎月1回以上開催して、業務執行の状況把握と相互牽制システムの充実を図る。
  - (3) 決算業務および社内決裁等の迅速化・効率化を図る。
  - (4) 職務分掌規程、職務権限規程等に従い、意思決定権限の明確化・効率化を図る。
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社では、親会社である日清紡ホールディングス株式会社の取締役が当社取締役に就任しており、企業集団として業務執行の監督を受けている。
  - (2) 子会社各社の企業行動規準等を定め、当社グループ全社のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - (3) 関係会社管理規程等に従い、各社毎の担当部門を定め、各社から業務等に関する報告・連絡等を受ける。
  - (4) 当社の役員等が、子会社各社の取締役・監査役を兼任し、業務執行を監督・監査する。
  - (5) 当社が外部に設置している内部通報窓口(ヘルプライン)を、当社グループ全社に適用する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (1) 内部統制システム運用規程に従い、財務報告の信頼性の向上を図り、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生ずることのないように努める。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役は、内部監査部門等に所属する従業員に監査業務に必要な事項を指示することができる。
  - (2) 監査役から監査業務に関する指示を受けた従業員は、監査役の指示に関し、所属部門の上司の指揮命令を受けない。
8. 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、取締役会・業務執行会議、その他経営に係る重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員から業務執行または監査業務の状況について報告を求めることができる。
  - (2) 監査役は、当社および子会社各社の取締役会議事録等の業務執行に係る記録を常に閲覧することができる。
  - (3) 監査役は、当社および子会社各社の稟議書等全ての決裁文書を確認することができる。
  - (4) 監査役は、全ての内部監査部門の監査に係る監査報告書および是正措置に係る報告書を閲覧することができる。また、内部監査部門は、内部監査に関する重要な事項を監査役に報告するとともに、監査役と連携を図る。
  - (5) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図るため意見交換することができる。
  - (6) 当社および子会社各社の取締役、監査役、執行役員および従業員は、当社グループの信用の大幅な低下、業績への深刻な悪影響、コンプライアンスに抵触する重大な行為またはこれらのおそれが生じたときは、直接にまたは職制等を通じて、監査役に対して速やかに報告を行う。また、経理部門、内部監査部門等の責任者は、その職務の内容に応じ、監査役に対する報告を行う。
  - (7) 当社および子会社各社の取締役・従業員は、監査役に対して監査業務等に関する報告を行ったことを理由に、当該報告を行った者に不利益な取扱いをしない。
  - (8) 監査役の職務遂行に必要な費用は、当社が負担する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

上記「内部統制システムの整備の基本方針」の1.(5)に記載しております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

不当要求防止責任者(総務部長)を設置するとともに、埼玉企業暴力防止対策協議会への加入と定期講習等を通じた情報収集等を実施しております。

また、当社が、新たに取引先と取引基本契約を締結する際には、併せて「反社会的勢力排除に関する覚書」を締結することとし、取引の相手方が反社会的勢力でないことを表明・保証させるとともに、反社会的勢力であった場合には、直ちに契約を解除できるように定めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

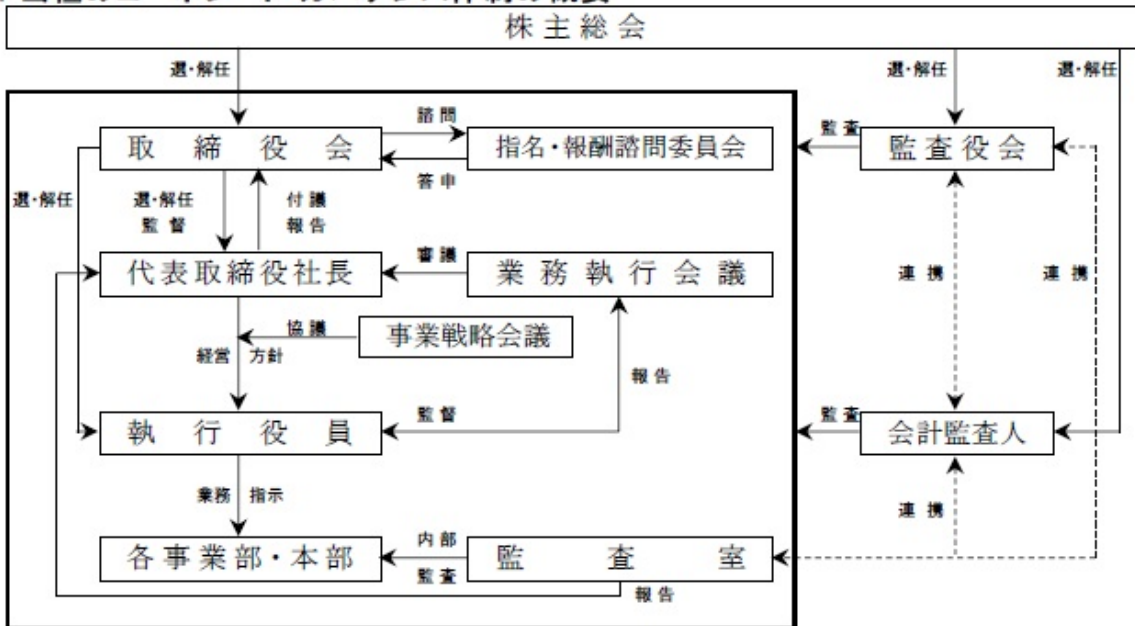
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、株主・投資家などに対し当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時・的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝えてまいります。また、企業行動規準や社内規程、内部通報窓口の設置運用等により情報管理やコンプライアンス徹底を図っております。

適時開示業務を執行する体制につきましては、次の図2のとおりであります。当社および子会社等の重要情報は当社の総務部長に集約されます。このうち適時開示すべき情報について、総務部長は、関係部門と協議のうえ、総務本部担当役員の承認の下で開示案を策定し、取締役会を経てその開示を実行することとしております。

#### 1. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要



2. 当社の適時開示体制

